

## 第3号議案 平成23年度事業計画

### 平成23年度事業計画書(案)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

平成23年3月11日に発生した大地震により東北地方太平洋沿岸部の大津波はあまりにも多くの人々を呑み込み無残な姿に変えました。更に福島第一原発の事故は、世界中を不安と苦悩に陥れました。犠牲となられた方々に心からお悔やみを申し上げますと共に、被災された皆様方にお見舞い申し上げます。

すべてに想定外と言われる甚大な被害で燃料不足・交通・通信・ライフラインは寸断され、物資の供給もままならない事態に陥りましたが、日本全国・世界中からの支援と励ましを受け、震災から一カ月余で非被災地の生活は驚異的に回復しつつあります。しかしながら、数十万ともいわれる被災者及び被災地域では、何時終わるとも知れない避難生活と復興への長い道のりを歩まなければなりません。個人は勿論・市や県単位で行える事業では有りません。国が主体となり国民が総力を上げて救援の手を差し伸べる必要があります。

当宅建協会は、平成19年に宮城県と締結しました「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」に基づき、翌日から被災者の住宅を確保すべき宮城県と協議を重ねてまいりました。

3月14日には松田会長を本部長とする「災害対策本部」を立ち上げ、当不動産会館に本部を設置し、上記協定書に基づく県・市町村との対応、すべての会員の安否確認他、宅建業者として何が出来るか、何を為すべきか、あらゆる支援のあり方を協議検討し行動しております。

平成23度は、宅建業者として、公益法人としての使命を全うすべく、会員一丸となって震災復興支援に全力を挙げ、又日々の業務に邁進してまいります。

平成24年度中に公益社団法人移行申請を行う為に、今年度は最終検討に入ります。難問の山積する一年となりますが、皆さまのご理解ご協力で乗り切りたいと思っております。

平成23年度の主な事業を下記の通りご提案申し上げます。

#### 記

#### 1 東日本大震災対策本部復興事業

- (1) 宮城県災害協定に基づく賃貸住宅情報提供事業
- (2) 被災者支援事業
- (3) その他関連事業

#### 2 組織事業

- (1) 公益社団化に向けた組織並びに事業の見直し
- (2) 新入会員の入会促進
- (3) 諸規定の見直し

### 3 財政事業

- (1) 財政の効率的運営
- (2) 協会財産の運用管理
- (3) 新公益会計基準に基づく処理
- (4) 全宅連等と連携を図り、公益法人制度改革に伴う移行申請に合わせた会計体系・処理等の実施状況を調査・研究
- (5) 財政規律の維持

### 4 法務研修事業

- (1) 宅建業法第 64 条の 3 及び同法第 64 条の 6 に基づく研修会の開催
- (2) 適正な広告表示の指導及び業務改善の指導
- (3) 関係委員会等との合同研修会の開催

### 5 流通対策事業

- (1) レインズシステムの啓発、普及促進及び利用に関する会員サポート事業
- (2) 地方公共団体等からの物件情報提供依頼に基づく媒介業務の円滑化
- (3) 地方公共団体等が行う研究会等への積極的な参画
- (4) 協会関係物件検索サイトの利用促進

### 6 相談苦情処理事業

- (1) 不動産無料相談所の円滑な運営
- (2) 不動産取引の苦情処理
- (3) 委員実務研修会等の開催

### 7 広報渉外事業

- (1) 協会各種事業及び業界各種情報の会員への周知
- (2) 協会が行う対外的事業の企画立案及び折衝業務
- (3) 災害時等の賃貸住宅支援等社会貢献事業の推進

### 8 受託事業

- (1) 宅地建物取引主任者資格試験及び不動産コンサルティング技能試験等受託業務の実施
- (2) 宅地建物取引主任者法定講習会及び宅地建物取引主任者証交付事業の実施

### 9 公益認定等検討特別委員会

- (1) 公益社団法人認定申請等の条件整備

以上